

〔倭訓栢前編三〕いづも 國名の出雲は、いづくもを約ればなり、素盞鳴尊の出雲八重垣の神詠に起れり、その事出雲風土記に見えたり、

〔出雲風土記上〕所以號出雲者、八束水臣津野命詔、八雲立詔之故、云八雲立出雲、

〔古事記傳上〕茲大神初作須賀宮之時、自其地雲立騰爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁、

〔古事記傳九〕伊豆毛は出雲にて、伊傳久毛の傳久を約て、豆となれるなり。○中さて此御歌詞より起りて、國名を出雲と負り、も、其枕詞と云ふるから八雲立と云ふ。風土記に、所以號出雲者、八束水臣津野命詔、八雲立語之故云。八雲立出雲、また八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者云々とあるは、臣津野命は此の御歌詞に因て、後に詔へるなり。須佐之男命の、八雲立出雲とよみ賜へる此國はと云意なり。味ひて知べし文義をさて臣津野命の如此詔へるによりて、遂に國名にはなれるなり。臣津野命は須佐之男命の四世の御孫にて、次に出たり、さて諸國の例に依て、郷名を取て郡名とし。郡名を國名とせるが多ければ、此國も、出雲郡出雲郷あれば、始は此郷より出たる國名なるべし。其名は彼臣津野命の、八雲立出雲國者と詔へるハ、廣く一國を指てなれども、然詔へりしは、出雲郡出雲郷のあたりにての事なりし故に、先其處の名に負るが、後に太名にもなれるなり。

〔地勢提要〕各國經緯度附里程

出雲松江末次本町極高三十五度二十七分半、經度西二度四十分、從東都道同上(東海道)自下手野村自西國街四里三十二町三十二間、

出雲三穗關、極高三十五度三十三分半、經度西二度二十五分、自東都津山至松江沿海、一百四里三十二町三十二間、

〔日本經緯度實測〕北極出地

出雲 杵築 三五度二三分三〇秒

松江 三五度二七分三〇秒

東西里差